

魚津市告示第207号

魚津市6次産業化施設整備事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年9月15日

魚津市長 村椿 晃

魚津市6次産業化施設整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市補助金等交付規則（平成2年魚津市規則第6号）第21条の規定に基づき、魚津市6次産業化施設整備事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 市長は、地域資源を活用し、6次産業化の加工・直売施設等の整備に取り組む活動に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、魚津市6次産業化等推進戦略の支援施策として位置付ける国の食料産業・6次産業化交付金（以下「交付金」という。）の支援を受けて行う施設整備事業（以下「補助事業」という。）に要する経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、交付金の実施計画における施設等整備に要する経費に対する交付金交付額の10%とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、魚津市6次産業化施設整備事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 事業計画書（別紙1）

(2) 収支予算書（別紙2）

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、その結果を魚津市6次産業化施設整備事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により当該申請者へ通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第7条 補助金の交付に付する条件は、次のとおりとする。

（1） 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（次項に規定する軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。

（2） 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。

（3） 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

2 前項第1号の軽微な変更は、補助対象経費の20パーセント以内の変更をいう。

（概算払の請求）

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、魚津市6次産業化施設整備事業補助金概算払請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、事業が完了した日から起算して30日以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、魚津市6次産業化施設整備事業補助金実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） 事業報告書（別紙1）

（2） 収支決算書（別紙2）

（3） その他市長が必要と認める書類

（額の確定）

第10条 市長は、前条に規定する実績報告があったときは、その内容を審査し、補助金額を確定し、魚津市6次産業化施設整備事業補助金額の確定通知書（様式第5号）により、当該補助事業者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき  
。

(3) その他市長が適当でないと認めたとき。

2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後についても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

魚津市長

あて

住所

氏名

魚津市 6 次産業化施設整備事業補助金交付申請書

年度において、魚津市 6 次産業化施設整備事業を実施したいので、魚津市 6 次産業化施設整備事業補助金 円を交付されるよう魚津市 6 次産業化施設整備事業補助金交付要綱第 5 条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

関係書類

- 1 事業計画書（別紙 1）
- 2 収支予算書（別紙 2）

（添付資料）

食料産業・6 次産業化交付金（6 次産業化施設整備事業）実施計画書

事業計画書

1 事業の目的

2 事業の内容

3 事業完了予定年月日                    年    月    日

(別紙2)

収支予算書

1 収入

(単位：円)

項目	金額	備考
国補助金		
市補助金		
自己資金		
計		

2 支出

(単位：円)

項目	金額	備考
施設等区分		
計		

様式第2号（第6条関係）  
魚津市指令 第 号

住所  
氏名

魚津市6次産業化施設整備事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった魚津市6次産業化施設整備事業補助金  
について、魚津市6次産業化施設整備事業補助金交付要綱第6条の規定によ  
り、次のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

魚津市長

1 交付します。（交付しません。）  
（交付しない場合その理由）

2 交付決定額 金 円

年 月 日

魚津市長

あて

住所

氏名

魚津市6次産業化施設整備事業補助金概算払請求書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付の決定の通知があった魚津市6次産業化施設整備事業補助金について、下記により金 円を交付されたく請求します。

記

1 概算払請求額

補助金交付決定額 円

既交付額 円

今回請求額 円

2 概算払の必要な理由



様式第 4 号（第 9 条関係）

年 月 日

魚津市長

あて

住所

氏名

魚津市 6 次産業化施設整備事業補助金実績報告書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付の決定の通知があった魚津市 6 次産業化施設整備事業補助金について、魚津市 6 次産業化施設整備事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、その実績を次の関係書類を添えて報告します。

関係書類

1 事業報告書（別紙 1）

2 収支決算書（別紙 2）

事業報告書

1 事業の目的

2 事業の内容

3 事業完了年月日                      年    月    日

(別紙2)

収支決算書

1 収入

(単位：円)

項目	金額	備考
国補助金		
市補助金		
自己資金		
計		

2 支出

(単位：円)

項目	金額	備考
施設等区分		
計		

様式第5号（第10条関係）  
魚津市指令 第 号

住所  
氏名

魚津市6次産業化施設整備事業補助金額の確定通知書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付決定をした魚津市6次産業化施設整備事業補助金については、魚津市6次産業化施設整備事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき交付額を金 円に確定します。

年 月 日

魚津市長